

特定非営利活動法人 泉州二十一世紀協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人泉州二十一世紀協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市西区鳳西町3丁736-7に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、泉州及びその周辺地域の住民・企業関係者並びに外国人に対し、関西国際空港の立地を生かし、泉州及びその周辺の文化・産業を活性化すると共に、地域住民と諸外国の国民とのより国際的な交流を深め、まちづくりの促進を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 泉州地域及びその周辺の歴史・文化・産業の紹介及び体験事業
- ② 在外公館等に対し、歴史・文化・産業の紹介及び訪日促進事業
- ③ 海外との文化交流事業
- ④ 国際会議等の誘致促進事業
- ⑤ 魅力ある観光資源の開発・ルート及び基盤整備
- ⑥ まちづくりに関する調査、研究及びこれに関する者・団体の活動に対する支援・協力
- ⑦ 前各号に掲げる事業に関する出版・企画及び販売

(2) その他の事業

- ① 会員間の共済事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなけれ

ばならない。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 顧問

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ、理事長を助言する。
- 4 顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。

第6章 総 会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の決議により選定するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については事務所の揭示場に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 個人 2, 0 0 0 円 会費 個人 1 2, 0 0 0 円 (年額)

団体 (法人) 5, 0 0 0 円 団体 (法人) 3 6, 0 0 0 円 (年額)

(2) 賛助会員

入会金 0 円 会費 個人 3 0, 0 0 0 円 (年額)

団体 (法人) 5 0, 0 0 0 円 (年額)

3 この法人の設立当初の役員は、第 1 2 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、別紙に掲げるとおりとし、その任期は、第 1 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 4 年 5 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 4 0 条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 4 5 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 泉州二十一世紀協議会

役職名	氏 名	住 所	報酬の 有無
理 事	カワカミ ユタカ 川上 裕		無
理 事	ヤマウチ イチロウ 山内 一郎		無
理 事	フデノ ノリヒロ 筆野 倫弘		無
監 事	ヤマナカ エイイチ 山中 栄一		無
監 事	コデラ カズキ 小寺 一輝		無

令和7年度事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 泉州二十一世紀協議会

I 事業の実施方針

前理事長逝去に伴い暫くの間、実質的な活動は出来ませんでしたが今後は南大阪を中心に文化、産業を活性化し国際的な交流を深め、まちづくりの促進を図っていきます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 文化交流 事業

【内 容】 市民及び外国人に対し各々の文化交流を行う。

【実施場所】 地域の会館等

【実施日時】 2、3ヶ月に1度の頻度で午前ないし午後の2時間程度

【事業の対象者】 市民及び外国人

【収 入】 0円

【支 出】 10,000円 (会館使用料)

(2) 国際会議誘致促進 事業

【内 容】 諸外国人を招き国際会議の実現に向けて会議の開催。

【実施場所】 地域の会館等

【実施日時】 半年に一度の開催を目指し午後からの2、3時間程度

【事業の対象者】 在日諸外国人

【収 入】 0円

【支 出】 80,000円 (会議費、旅費交通費、福利厚生費)

2 その他の事業

令和7年度については、その他事業実施の予定はありません。

令和 8 度 事 業 計 画 書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 泉州二十一世紀協議会

I 事業の実施方針

前理事長逝去に伴い暫くの間、実質的な活動は出来ませんでしたが今後は南大阪を中心に文化、産業を活性化し国際的な交流を深め、まちづくりの促進を図っていきます。
また前年度に活動予定の交流を、市民の皆様方に周知していただきより盛んにしていく予定です。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 文化交流 事業

【内 容】 市民及び外国人に対し各々の文化交流を行う。

【実施場所】 地域の会館等

【実施日時】 2、3ヶ月に1度の頻度で午前ないし午後の2時間程度

【事業の対象者】 市民及び外国人

【収 入】 0円

【支 出】 10,000円 (会館使用料)

(2) 国際会議誘致促進 事業

【内 容】 諸外国人を招き国際会議の実現に向けて会議の開催。

【実施場所】 地域の会館等

【実施日時】 半年に一度の開催を目指し午後からの2、3時間程度

【事業の対象者】 在日諸外国人

【収 入】 0円

【支 出】 80,000円 (会議費、旅費交通費、福利厚生費)

2 その他の事業

令和8年度については、その他事業の実施予定はありません。

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

活動予算書

令和7年4月1日から8年3月31日まで

特定非営利活動法人泉州二十一世紀協議会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. 事業収益		0	0
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益			
.....			
経常収益計	100,000	0	100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	20,000		20,000
.....			
人件費計	20,000		20,000
(2) その他経費			
会議費	20,000	0	20,000
旅費交通費	10,000		10,000
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	30,000	0	30,000
事業費計	50,000	0	50,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	20,000		20,000
.....			
人件費計	20,000	0	20,000
(2) その他経費			
会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	10,000		10,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
.....			
その他経費計	20,000	0	20,000
管理費計	40,000	0	40,000
経常費用計	90,000	0	90,000
当期経常増減額	10,000	0	10,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	10,000	0	10,000
前期繰越正味財産額			10,000
次期繰越正味財産額			20,000

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

活動予算書

令和8年4月1日から9年3月31日まで

特定非営利活動法人泉州二十一世紀協議会
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. 事業収益			
.....			
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益			
.....			
経常収益計	100,000		100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	20,000		20,000
.....			
人件費計	20,000		20,000
(2) その他経費			
会議費	20,000	0	20,000
旅費交通費	10,000		10,000
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	30,000	0	30,000
事業費計	50,000	0	50,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	20,000		20,000
.....			
人件費計	20,000	0	20,000
(2) その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	10,000		10,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
.....			
その他経費計	20,000		20,000
管理費計	40,000		40,000
経常費用計	90,000		90,000
当期経常増減額	10,000	0	10,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	10,000	0	10,000
前期繰越正味財産額			20,000
次期繰越正味財産額			30,000